

■2018 年度 B 日程一般入試法律科目試験

「民法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨】

動産売買に基づく代金債権が法律上当然に売買目的物上の動産先取特権によって担保される関係にあること、および動産先取特権がその追及力を制限される反面において目的物の転売代金債権上に物上代位の効力を及ぼすことについて、一定水準の理解を問うとともに、その他の代金債権満足手段をも含めたなかから、手続負担と奏功可能性の総合判断を通じて代金債権満足のための最適手段の選択に至る考察力を問う趣旨である。

【解説】

(1) 出題の本旨は、動産売買先取特権（民 321 条）ないしこれに基づく物上代位権（民 304 条）の行使を問うところにある。動産売買代金債権には、売買目的動産を目的物とする動産先取特権が法定担保物権として当然に付着するのであるから、動産売買代金債権の満足を目的として売買目的物またはその転売代金債権に対する権利行使を問われれば、基本的に、動産売買先取特権ないしこれに基づく物上代位権の行使をもって応答すべきである。

(2) 売買目的動産に対する動産売買先取特権の行使は、申立てによって開始される動産競売の手続によって進められる（民執 2 条・19 条 1 項柱書）。買主の占有する売買目的動産についての競売許可決定を執行裁判所から取得し（民執 190 条 1 項 3 号・2 項参照）、執行官に動産競売を申し立て、これによる売買目的動産の換価金から優先弁済を得る、という筋道になる（民事執行法上の知識については、答案に対して要求するところではない。以下同じ）。

従って、本件 A は、買主 B の占有する甲に対し動産売買先取特権を行使して、甲の差押え・競売を経て、弁済金交付または配当の手続により、売買代金債権の満足を図ることができる、はずである。

(3) ところが、動産売買先取特権は、買主による目的動産の処分を制約するまでの効力を民法上与えられてはおらず、むしろ民法は、目的動産が第三者に譲渡されて引き渡されるに至れば、動産売買先取特権の追及力を遮断することとしている（民 333 条）。

従って、本件においてBが甲をCに売却し、占有改定の方法で引渡しを済ませている以上、Aが（２）の動産競売手続をとろうとすると、Aの動産売買先取特権は既に甲に対して行使できなくなっているものとして、Bからは執行異議の申立て（民執 191 条）、Cからは第三者異議の訴え提起（民執 38 条）を受ける可能性が高い。

ただし、民法は、このような場合に備えて民法 192 条の規定を準用している（民 319 条）。従って、本件Bが甲を直接占有している以上、（２）の動産競売手続が維持される見込みが相当程度存するであろう。とはいえ、Bの執行異議申立てやCの第三者異議の訴え提起によって手続的な負担を生ずることや、それら手続中で実体的争点につき主張立証活動を迫られること自体、Aにとって好ましからざるところである。

（４）民法は、民法 333 条によって動産先取特権の追及力を制限する反面（このこととの理論的關係をどのように理解するかは別途問題であるが）、目的動産の価値代替物たる金銭債権に動産先取特権の効力を伸長させている（民 304 条）。いわゆる物上代位の効力である。

従って、本件Aは、甲が既にCに売却され、引渡しも了されたがために甲自体に対してはその動産先取特権を行使できなくなっている（この一連の経緯は設例上所与である）としても、甲の転売によりBがCに対して取得した売買代金債権に対し、動産売買先取特権に基づく物上代位権を行使することができる。これには、A B間の甲売買とB C間の甲売買との２個の事実（これら事実は設例上所与である）を明らかにして、BのCに対する甲の売買代金債権を差し押さえるべく執行裁判所に申し立てればよい（民執 193 条）。これに対し、Bに不服申立ての理由は見当たらず、Cにおいても、Aの取立請求を拒むべき理由をもたない（Cが債権差押命令の送達を受けるより前にBに代金を完済したというのであれば別だが、設例上そのような事実は与えられていない）。

（５）以上のほかに、設問の文理に従って「Bに対する売買代金債権の満足」を目的とした「甲自体あるいは甲の転売代金債権に対する権利行使手段」を考えるとすれば、ひとつには、甲の転売代金債権に対する強制執行（債務名義の執行力を根拠として、同債権の差押え・換価から執行債権の満足へと進むべき手続）を申し立てること、いまひとつには、甲の転売代金債権を債権者代位権に基づいて行使すること（第三債務者に対する直接支払請求が許され、第三債務者から支払を受ければ、その金員を債務者に

返還すべき債務と債務者に対する金銭債権とを相殺することにより、債権者はその債権を対当額で満足させることができる）を、視野に入れることもできよう。

とはいえ、強制執行手続をとるためには、あらかじめ債務名義（民執 22 条に列挙されている文書のいずれか）を取得することが必要である。基本的には、強制執行手続によって満足されるべき給付請求権（A の B に対する売買代金債権）を訴訟物とする給付訴訟を債務者（B）に対して提起し、請求認容判決を勝ちとって、その確定にまでこぎつけなければならない。

また、債権者代位権の行使は、債務名義を必要とせず、裁判外でも可能であるが、債務者（B）の無資力を要件とするから、第三債務者（C）がこれを争ってその真偽を不明ならしめるときには、頓挫せざるを得ない（なお、2020 年 4 月 1 日施行予定の改正民法上は、たとえ債権者代位権の行使に着手したことを債務者に通知しても、債務者は代位目的とされた権利をみずから行使する権限を停止されない。すなわち改正民法の下では、本件 B が C に対して代金支払を請求し、C が B に代金を支払ってしまえば、A の債権者代位権行使は空振りにおわってしまうことになる）。

（6）そうすると、甲の転売代金債権に対する強制執行には債務名義をあらかじめ取得する必要があること、甲の転売代金債権の代位行使には債務者の無資力が争われて頓挫する恐れが小さくないこと、また、甲自体への動産先取特権実行に対しては B または C が民法 333 条の適用を理由として争う（執行異議申立て・民執 191 条、第三者異議の訴え提起・民執 38 条）可能性を排除できず、民法 319 条の適用（民 192 条準用）によって動産競売手続が維持される見込みが相当程度存するとはいえ、動産競売手続の効力が争われること自体に軽視できない煩瑣が存することを考慮すると、A B 間の甲売買および B C 間の甲転売の事実（これら事実については設例上疑いの余地がない。）に依拠して動産売買先取特権に基づき甲の転売代金債権に対して物上代位権を行使し、同債権の差押え・換価を経て満足を求めることが、手続負担がなるべく小さく奏功可能性がなるべく大きいほうがよいとの観点から、A にとって最も適切であると考えられる。

以上